

## 能美市章の使用に関する取扱要綱

令和5年4月1日

告示第53号

### (目的)

第1条 この告示は、能美市章(平成17年能美市告示第2号。以下「市章」という。)の使用に関する取扱基準を定めることにより、市民の市章に対する認識を深めるとともに、市章の適正な管理を図るため、市章の使用に関する取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (取扱いの原則)

第2条 市章は、能美市を表象するものであるので、その取扱いに当たり、適正かつ慎重に取り扱わなければならない。

### (申請)

第3条 市章を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、使用開始前に、次の各号に掲げる書類を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、能美市の機関が能美市の事務又は事業において使用する場合は、この限りでない。

- (1) 市章使用承認申請書(様式第1号)
- (2) 事業等の内容を記載した書類
- (3) 使用形態及び形状を記載した書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める書類

### (使用承認の基準)

第4条 市章の使用の承認(以下「使用承認」という。)は、事業等の内容が次の各号の全てに該当すると認めたものに限る。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 能美市を表象する必要があること。
- (2) 能美市の事務又は能美市が推進する事業に密接に関連する事業等において使用すること。
- (3) 能美市の品位を損なう目的に使用するものでないこと。

(4) 営利を主たる目的とした活動に使用するものでないこと。

(5) 宗教活動、政治活動又は法律に抵触する活動等に関与するおそれがないこと。

(使用承認及び不承認)

第5条 市章の使用承認を決定したときは、申請者に対し、市章使用承認通知書(様式第2号)により通知する。

2 市章の使用の不承認を決定したときは、申請者に対し、市章使用不承認通知書(様式第3号)により、不承認の理由を明記して通知する。

(使用承認の取消し)

第6条 申請者が虚偽その他不正の方法により使用承認を受けたとき又は第4条各号に該当しないときは、使用承認を取り消すものとする。

2 前項の規定により使用承認を取り消したときは、市章使用承認取消通知書(様式第4号)により、取消しの理由を明記して通知する。その際、申請者に損害が生じても、市はその責を負わない。

(使用期間)

第7条 市章の使用期間は、使用を開始した日から1年を限度とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(使用結果報告)

第8条 申請者は、市長が使用結果の報告を求めたときは、速やかに報告しなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。